

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（国際課）

一 趣旨

旅券法の一部改正に伴い、一般旅券の査証欄の増補に係る規定を削除するため
の改正

二 内容

一般旅券の査証欄の増補に係る規定である別表第一中「若しくは同法第十二条
第一項の一般旅券の査証欄の増補の申請」を削る。

三 施行期日

令和五年三月二十七日